

令和7年4月より試行

名古屋市建築指導部の窓口の受付時間を変更します

日頃より、本市の建築行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

建築指導部では、審査時間の確保等のため、令和7年4月1日より窓口の受付時間を下記のとおり試行的に変更させていただきます。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1. 窓口の受付時間(変更後)

申請、届出等（相談を含む） ※開発行為等を除く	9:00～11:30	13:00～15:30
建築に関する相談、情報閲覧 ※開発行為等を除く	9:00～11:30	13:00～16:30
開発行為、宅地造成、盛土等に関する 相談等	9:00～11:30	13:00～16:30

※詳細は裏面をご参照ください

※電話でのお問い合わせにつきましても、窓口の受付時間内におかけ下さいますようご協力をお願いします。

2. 注意事項

- ・ご来庁の際は、一部の業務を除き事前にご予約をされた上でお越しください。
- ・ご予約のお電話は、8:45～12:00、13:00～17:15 で承ります。

3. 変更時期

令和7年4月1日（火）より試行開始

変更についてのお問合せ先

建築指導課	052-972-2917
建築審査課	052-972-2927
建築安全推進課	052-972-2935
開発指導課	052-972-2770

※ご予約やご相談は、各担当に直接お問い合わせください

申請、届出等(相談含む)※開発行為等を除く

受付時間 9:00～11:30 13:00～15:30

・長期優良住宅認定制度 ・低炭素建築物認定制度 ・建設リサイクル法 ・中高層条例 ・建築物環境計画書（CASBEE 名古屋） ・建築物省エネ法 ・建築基準法の許可、認定等（道路内建築、用途制限の許可、総合設計制度、高さの許可、容積率制限の緩和、団地認定、接道許可、日影許可）	特に予約は必要ありません	建築指導課
・建築確認 ・仮設許可、仮使用認定 ・人にやさしい街づくりの推進に関する条例 ・県条例（自動車車庫の出入口・大規模駐車場等）認定 ・バリアフリー法認定 ・安全計画届 ・定期報告（昇降機）		建築審査課
・定期報告（建築物、建築設備、防火設備） ・吹付けアスベスト対策助成 ・土砂災害特別警戒区域内建築物の移転・改修助成		建築安全推進課

建築に関する相談、情報閲覧※開発行為等を除く

受付時間 9:00～11:30 13:00～16:30

・建築についての一般相談 ・建築基準法の道路 ・建築協定区域、臨海部防災区域	特に予約は必要ありません	建築指導課
・建築計画概要書 ・建築確認台帳記載事項証明 （検査済証等交付済みの証明）	特に予約は必要ありません	建築審査課
・定期報告概要書 ・違反建築・危険な工事の相談 ・地下街関連	特に予約は必要ありません	建築安全推進課

開発行為、宅地造成、盛土等に関する相談等

受付時間 9:00～11:30 13:00～16:30

・開発行為 ・宅地造成 ・盛土等	開発指導課
--	-------

※事前にご予約された上でご来庁ください。(一部の業務を除く)

各担当のお問合せ先

建築指導課

調査担当	972-2917	建築審査会、審査請求(建築基準法令に関するもの)
市街地建築担当	972-2918	建築基準法上の許可・認定等、臨海部防災区域に関すること
道路審査担当	972-2928	道路位置指定、接道許可、道路種別照会
建築物環境指導担当	972-2924	建築工事に係る分別解体等の届出及び指導、建築物省エネ法に基づく判定・届出・認定、建築物環境計画書の届出
	972-2987	長期優良住宅の認定、低炭素建築物の認定
建築相談担当	972-2919	建築についての一般相談、中高層建築物の建築に係る届出・相談・指導及び調整
建築紛争調整担当	972-2920	建築紛争に係る相談・指導及び調整、建築紛争調停委員会

建築審査課

審査総括担当	972-2927	確認申請書等の受付、確認済証等の交付、建築計画概要書等の閲覧、建築確認台帳記載事項証明及び指定確認審査機関との連絡調整
建築審査担当	972-2929	確認申請等の審査・検査、愛知県人街条例に基づく審査等、建築基準法上の許可・認定等(建築指導課に属するものを除く)
構造審査担当	972-2932	確認申請等の構造耐力の審査・検査
設備審査担当	972-2931	確認申請等の建築設備・遊戯施設の審査・検査、建築基準法上の定期報告(昇降機・遊戯施設)

建築安全推進課

建築防災担当	972-2923	建築基準法上の定期報告
	972-2935	建築物の防災指導、建築物の防災対策の調査及び企画、民間建築物の吹付けアスベスト対策助成、土砂災害特別警戒区域内建築物の移転・改修助成
監察指導担当	972-2936	違反建築物の監察及び指導並びに違反建築物の措置、工事現場の危害の防止措置
	972-2937	保安上危険な建築物等の安全対策及び違反建築物に係る関係機関との連携調整に関すること

開発指導課

開発審査担当	972-2770	開発行為の規制、都市計画事業地内における建築行為等の制限、開発登録簿の閲覧、開発審査会の運営
宅地規制担当	972-2733	宅地造成の規制
盛土等規制担当	972-4222	盛土等の調査及び規制

FAX:972-4159(4課共通)